

2026 年 8 月 26 日

お客さま各位

株式会社百十四銀行

手形・小切手の最終振出期限の設定等に伴う各種規定改定のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

百十四銀行は、2026 年 1 月に公表済の「手形・小切手の振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付中止」に伴い、2026 年 10 月 1 日(木)に各種規定を改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

本件は、政府の「成長戦略実行計画」および全国銀行協会の「自主計画」で掲げる「2026 年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化、手形・小切手の利用廃止等」の最終目標を踏まえた取組みの一環となります。

記

1. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

2. 改定となる規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（百十四パーソナルチェック）
- ・普通預金規定
- ・普通預金規定（照合表口）
- ・貯蓄預金規定
- ・貯蓄預金規定（照合表口）
- ・納税準備預金規定
- ・114 スマート通帳サービス規定
- ・代金取立規定（旧名称「代金取立手形取扱規定」）（※）

※今回の改定に伴い。「代金取立手形取扱規定」については、名称を「代金取立規定」に変更し、当行ホームページの「規定集」に掲載いたします。

3. 改定内容

(1) 当座勘定規定

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
第2条 当座勘定への受入れ (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。	第2条 当座勘定への受入れ (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第8条 手形、小切手の支払等 (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	第8条 手形、小切手の支払等 (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第9条 手形、小切手用紙 (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第9条 手形、小切手用紙 (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>
第19条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり記載</u> してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第19条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
第20条 線引小切手の取扱い (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第20条 線引小切手の取扱い (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>

約束手形用法

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

為替手形用法

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

小切手用法

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますから</u> ご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

(2) 当座勘定規定 (百十四パーソナルチェック)

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
第2条 当座勘定への受入れ (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。	第2条 当座勘定への受入れ (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第8条 手形、小切手の支払等 (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</u>	第8条 手形、小切手の支払等 (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
第9条 手形、小切手用紙 (1)当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。	第9条 手形、小切手用紙 (1)当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ <u>2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>

改定前	改定後
第 19 条 振出日、受取人記載もれの小切手、手形 (1)小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を <u>できるかぎり記載してください</u> 。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。	第 19 条 振出日、受取人記載もれの小切手、手形 (1)小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>
第 20 条 線引小切手の取扱い (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。	第 20 条 線引小切手の取扱い (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>

小切手用法（百十四パーソナルチェック）

（変更箇所には下線）

改定前	改定後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>

約束手形用法（百十四パーソナルチェック）

（変更箇所には下線）

改定前	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ記入してください。</u>	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>記入してください。</u>

（３）普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定

（変更箇所には下線）

改定前	改定後
3. 証券類の受入れ (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。	3. 証券類の受入れ (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

(4) 普通預金規定 (照合表口)・貯蓄預金規定 (照合表口)

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
4. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 <u>但し、証券類の受入れは口座開設店に限ります。</u>	4. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、証券類の受入れは口座開設店に限ります。</u>

(5) 114 スマート通帳サービス規定

((変更箇所には下線))

改定前	改定後
4. 現金および証券類の受入れ (1) 本サービスが附帯する預金口座には、現金のほか、手形または小切手等を店頭で受入れます。この場合、当行所定の書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。キャッシュカードの提出がない場合、当行所定の振込手数料をいただく場合があります。	4. 現金および証券類の受入れ (1) 本サービスが附帯する預金口座には、現金のほか、手形または小切手等を店頭で受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> この場合、当行所定の書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。キャッシュカードの提出がない場合、当行所定の振込手数料をいただく場合があります。
—	7. 規定の変更 <u>(1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

(6) 代金取立手形取扱規定

(変更箇所には下線)

改定前	改定後
規定の名称 代金取立手形取扱規定	規定の名称 代金取立規定
1. 当行はこの預り証ご持参の方を委託者または代理人とみなしてお取扱いいたします。	削除
2. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。	21. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という。)は、代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>

改定前	改定後
<u>10. (免 責)</u> 証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。	109. <u>((証券類の喪失、通信の遅延等))</u> 証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。
—	<u>11. (規定の変更)</u> <u>(1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>

以上